

# 公 告

令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

嬉野市長 村上 大祐

## 1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務
- (2) 業務内容 「令和 6 年度嬉野市文書管理システム構築業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 2 プロポーザル募集の流れ

### (1) 参加申込書等の提出

本プロポーザル募集に参加を希望する者から、嬉野市文書管理システム構築業務プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の参加申込書の提出を求める。

### (2) プロポーザル提案書等(以下「提案書等」という。)の提出

参加資格を有する者から、提案書及び実務実績内容等の資料の提出を求める。

### (3) プロポーザル審査会の実施

プロポーザル審査会を実施し、受託候補者を選定する。

## 3 参加資格及び共同体に関する事項

本事業を遂行するにあたり、下記要件をすべて満たしていること。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 地方公共団体等において文書管理システムの導入実績を有していること。
- (3) 嬉野市一般競争(指名競争)参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加申込書提出前までに登録手続きが完了していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと

ア 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」または「ISMS」

の認証を有していること。

イ 財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、または同等の個人情報保護のマネジメントシステムが確立していること。

#### 4 手続き等

##### (1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地  
嬉野市役所 広報・広聴課 (TEL)0954-66-9115 (FAX)0954-66-3119  
(メール) [info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)

##### (2) プロポーザル実施要領等の配布方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から嬉野市ホームページに掲載する。  
(<http://www.city.ureshino.lg.jp/>)

##### (3) 参加申込書(様式1)の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年9月13日(金) 17時必着  
イ 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課  
ウ 提出方法 郵送又は持参で提出

##### (4) 仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年9月5日(木) 17時必着  
イ 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課  
ウ 提出方法 電子メール、FAX、郵送又は持参で提出

##### (5) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和6年9月24日(火) 17時必着  
イ 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課  
ウ 提出方法 郵送又は持参で提出  
エ 提出物及び提出部数

(ア) 業務内容に関する企画提案書(任意様式) 8部

(イ) 会社概要及び過去の類似事業の実績の提示(任意様式) 8部

(ウ) 3参加資格及び共同体に関する事項(9)にかかる情報セキュリティ認定証等の写し 1部

(エ) 見積書(任意様式) 1部

##### (6) プロポーザル審査会

ア 実施予定日 令和6年10月  
イ 実施予定場所 嬉野市役所 塩田庁舎

#### 5 契約方法

選定された受託候補者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

## 6 その他

- (1) 詳細はプロポーザル実施要領によること。
- (2) 提案書等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬とする。